

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備 考
該当無し											

- 〔記載要領〕
1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
 2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
 3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。
 その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」